

# 有限会社SHIPMAN 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当社は 有限会社 SHIPMAN と称する。

(事務所)

第 2 条 当社は、主たる事務所を 静岡県浜松市中区高林三丁目 7 番 1 5 号に置く。

2 当社は、役員会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 社会教育施設の管理運営
- (2) 安全な海洋教育の普及啓蒙
- (3) 体験学習の企画・立案・コンサルタント業務
- (4) 学校指導用救助艇の企画製造
- (5) 前号に付帯する一切の業務

## 第 3 章 資産及び会計

(事業年度)

第 4 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 3 0 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 5 条 当社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の 1 カ月前までに、社長が作成し、役員会の承認を経るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 6 条 当社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、社長が次の書類を作成し 役員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 貸借対照表の附属明細書

## 第 4 章 役員

(員数)

第 7 条 当社には、取締役 1 名以上 3 名以内を置き、監査役を 1 名置く。

(選任)

第 8 条 この会社の取締役と監査役は、当会社の社員の中から役員会にて選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第 9 条 当会社に代表取締役 1 名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2 代表取締役は社長とする。

(役員職務及び権限)

第 10 条 役員は、役員会を構成し、法令及びこの定款で定めるところより、職務を執行する。

2 社長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する役員会の終結の時までとする。

2 役員は、第 7 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 12 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、役員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 13 条 役員に対して、役員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 社員総会

(開催時期・頻度)

第 14 条 当社は、毎年 6 月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(召集)

第 15 条 社員総会は社長たる取締役が、社員総会の目的である事項と召集理由を示して召集するものとする。

2 社員総会を招集するには、会日より 5 日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、社員たる取締役がこれにあたる。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する社員・取締役を除く社員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 18 条 取締役が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する

## 第 6 章 役員会

(開催時期・頻度)

第 20 条 当社は、毎年 6 月に定時会を開き、必要に応じて、臨時会を開催するものとする。

(召集)

第 21 条 役員会は社長たる取締役が、役員会の目的である事項と召集理由を示して召集するものとする。

2 役員会を招集するには、会日より 5 日前に、各役員に対して、その通知を発することを要する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 22 条 役員会の議長は、取締役がこれにあたる。

(決議)

第 23 条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する取締役を除く役員員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 24 条 取締役が役員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の決議があったものとする。

(議事録)

第 25 条 役員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する

## 第7章 運営及び組織

### (事務局)

第26条 当社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の運営及び組織に関する事項は、役員会の決議により定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第27条 この定款は、役員会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第28条 当社は、有限会社法第69条各1項各号に掲げる事由のほか、新事業創出促進法第10条の18第2項の規定により、次にか掲げる事由により解散する。

- 1 資本の総額を300万以上とする変更の登記又は、株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと
- 2 新事業創出促進法第10条の2の規定により同報第10条第1項の確認を取り消されたこと

### (その他)

第29条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

### (公告の方法)

第30条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附則 この定款は、平成15年5月1日から施行する。

附則 この定款の一部変更は、平成30年2月1日から施行する。

附則 この定款の一部変更は、令和2年4月1日から施行する。